

令和8年7月13日(月)

農福連携応援等コンソーシアム総会

法務省保護局 行政説明

更生保護における農福連携の取組について

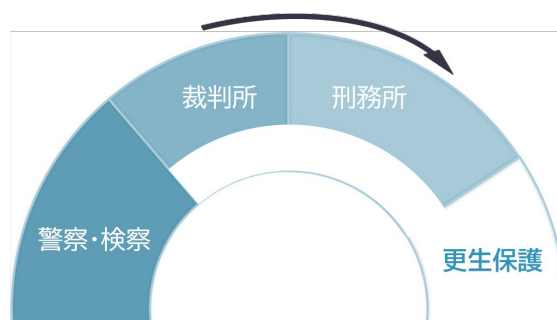
「更生保護」とは



- 更生保護は、国と地方、保護司など民間ボランティアや団体が協力し、社会の中で、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を指導・支援することにより、新たな被害者も加害者も生まない社会をつくる取組です。
- 日本の文化に育まれた「更生保護」は、安全・安心な社会を支えるものとして、諸外国の制度の参考にもされています。

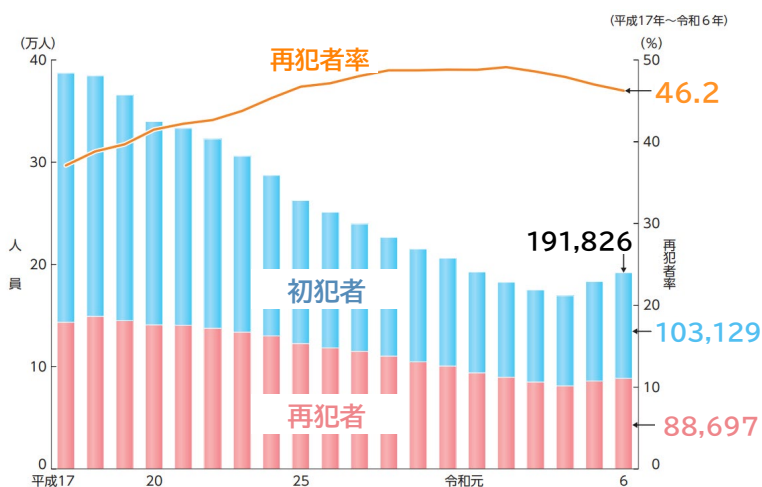


刑事司法手続の全体像



再犯者の現状

○刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



- 約半数が再犯者
- 初犯者は大幅に減少
再犯者の減少は小幅

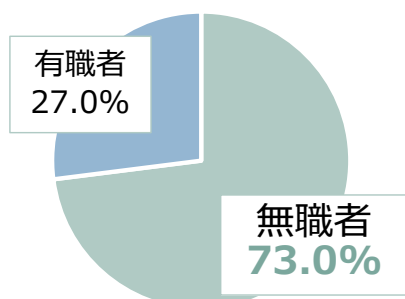


再犯防止対策が重要

2

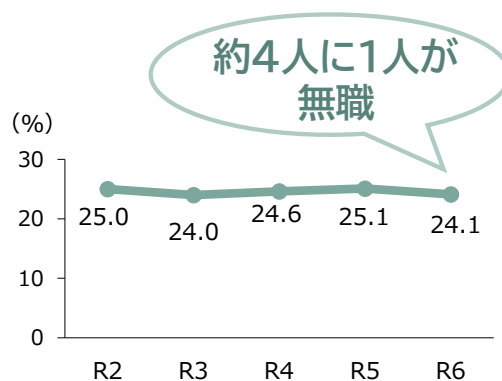
就労と再犯の関係

刑務所再入所者の再犯時無職者率 (令和6年)



- 注1 矯正統計年報による。
 2 「不詳」の数を除外して算出している。

保護観察終了者時無職者率 (令和2年～令和6年の推移)



- 注1 保護統計年報による。
 2 「無職者」とは、「その他の無職者(無職者全体から学生・生徒、家事従事者及び定収入のある者を除く。)」を指す。
 3 「不詳」の数を除外して算出している。

➡ 再犯を防止するためには就労の確保が重要

3

刑務所出所者等が抱える課題

○精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

■平成元年

(出典:令和元年版犯罪白書)

種別	総数	うち精神障害を有する者	知的障害	人格障害	神経症性障害	その他の精神障害
入所受刑者	24,605	760 (3.1)	257 (1.0)	80 (0.3)	46 (0.2)	377 (1.5)
少年院入院者	4,811	174 (3.6)	94 (2.0)	3 (0.1)	4 (0.1)	73 (1.5)

■令和6年

(出典:令和7年版犯罪白書)

種別	総数	うち精神障害を有する者	知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	統合失調症	気分障害	その他の精神障害
入所受刑者	14,822	3,266 (22.0)	333 (2.2)	65 (0.4)	235 (1.6)	81 (0.5)	366 (2.5)	209 (1.4)	304 (2.1)	1,673 (11.3)
少年院入院者	1,828	648 (35.4)	163 (8.9)	4 (0.2)	10 (0.5)	371 (20.3)	31 (1.7)	4 (0.2)	16 (0.9)	49 (2.7)

注 1 ()内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害及びその他の精神障害を有すると診断された者をいう。

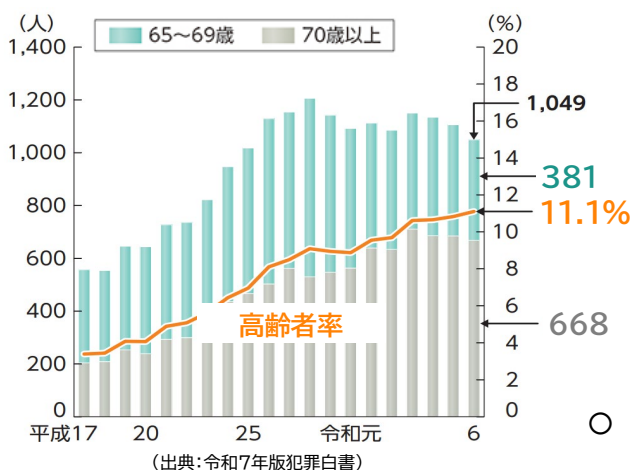
3 平成元年の「入所受刑者」及び「少年院入院者」には、発達障害を含む。

➡ 近年、精神障害を有する受刑者等が大幅に増加

4

刑務所出所者等が抱える課題

○高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移 (※仮釈放者のみ)



(出典:令和7年版犯罪白書)

注1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察に付された日の年齢による。

3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。

4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

刑務所出所者等の
高齢者率は、
上昇傾向

障害を有する者・高齢者など、一般就労が困難な刑務所出所者等への支援の必要性

➡ 農福連携による就労支援の推進

5

更生保護分野における「農福連携」の取組①

- 茨城就業支援センター・沼田町就業支援センターは、刑務所や少年院を出たあと、農業に従事して自立・更生を目指す人のための施設です。
- 保護観察官が行うきめ細かな指導や支援を受けながら、農業訓練に励み、農業で自立するための知識や技術を身に付けます。

茨城就業支援センター

- ◆ 入所者：主に仮釈放を許された成人男性
- ◆ 農業訓練：イモやコメなどの栽培
- ◆ 就農活動の支援として、関係機関による講義、農家の見学、就農説明会への引率などを実施



沼田町就業支援センター

- ◆ 入所者：主に少年院を仮退院した青少年男子
- ◆ 農業訓練：椎茸や野菜などの栽培、肉牛肥育
- ◆ 農業訓練のほか、運転免許等の資格取得の支援、高卒認定試験に向けた学習支援などを実施



農福の食材を使った 「立ち直り応援フェア」開催！

茨城就業支援センターや沼田町就業支援センター、農福連携事業所で生産された食材を使用したメニューが豊島区役所内のカフェ等において提供されました。

令和8年度も「立ち直り応援フェア」を開催予定です。



「立ち直り応援メニュー」の売り上げの一部は「立ち直り応援基金」（運営：更生保護法人日本更生保護協会）に寄付され、犯罪や非行からの立ち直りを支援する活動にあてられます。

沼田町から法務省へ！ トマトジュースで立ち直りを応援！

北海道沼田町

沼田町の皆様には、センターへのご協力をはじめ、町をあげて、犯罪・非行からの立ち直りを応援していただいています。



立ち直れる。その思いをつづぐ。 立ち直り応援基金

寄付金により、犯罪・非行からの立ち直り支援に尽力されている民間協力者の活動を助成

売り上げの一部が寄付

省内の「立ち直り応援基金寄付型自販機」で、沼田町特産のトマトジュースを販売



6

更生保護分野における「農福連携」の取組②

更生保護施設

犯罪や非行をした人のうち住まいや頼れる先がない人などを一定期間受け入れて、宿泊場所や、社会生活の適応に必要な生活指導・支援等を提供する民間の施設です。全国に約100施設あります。



地元の農福連携事業所と連携し、入所者に桑の実の収穫作業等の農作業を体験してもらうことを通じ、就労先や余暇活動の獲得など退所後の生活や社会復帰へとつなげる活動を継続的に実施



主に未就業で高齢又は障害のある入所者が、年に2～3回ほど、近隣の農家の繁忙期に収穫等の農業体験を実施

自立準備ホーム

「自立準備ホーム」としてあらかじめ保護観察所に登録した民間の法人・団体等が、犯罪や非行をした人のうち住まいがない人などに対し、一時的に宿泊場所や食事、自立に向けた支援などを提供する仕組みです。



各種依存症からの回復支援や触法者・刑務所出所者の社会復帰支援の一環として、ホーム入所者に対し農作業や養鶏の体験を実施



ホーム入所者の学びの場として、個人農家や法人と契約し、週に2～3日、にんにく加工、トマトの芽取り、さつまいも加工、ネギの包装などの農業体験を実施

